



王寺町告示第 38 号

## 「大和都市計画道路 畠田駅前線」の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画変更の図書を公衆の縦覧に供する。

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路 3.4.712 畠田駅前線

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

王寺町畠田4丁目

3. 縦覧場所

王寺町役場 地域整備部 まちづくり推進課

4. 縦覧期間

午前8時30分から午後5時15分まで

※土・日・祝日を除く

平成29年7月4日

王寺町長 平 井 康 之

